

「最新情報」

GSAP

2020年8月6日

## “2018-19年度の所得税申告の期限がさらに延長された”

新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、インド政府は所得税申告の期限をさらに延長しました。

本アラートにおいてご参考のためにインド政府が今般変更した、1961年、所得税法に基づく様々な申告書・報告書等の提出期限について情報を簡単に纏めております。

情報源: CBDT Notification No. 56/2020 dated July 29, 2020

 [www.gsapadvisors.com](http://www.gsapadvisors.com)  [info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)

# 変更後の新しい期限

インドの1961年、所得税法に基づく申告・報告書等の提出に係る変更後の新しい期限

種類	該当年度	対象者	既存の期限	変更後の新しい期限
所得税申告書	2018-19	全ての納税者	2020年7月31日	2020年9月30日
	2019-20	個人・ヒन्दウー教の不分割家族(HUF: Hindu Undivided family)の納税者	2020年7月31日	2020年11月30日
		所得税法またはその他何れかの法律に基づき会計監査を受けることが義務付けられている納税者	2020年10月31日	2020年11月30日
		会計監査を受けることが義務付けられているファームのパートナー	2020年10月31日	2020年11月30日
		会社	2020年10月31日	2020年11月30日
		移転価格レポートを提出しなければならない納税者	2020年11月30日	2020年11月30日
税務監査報告書	2019-20	税務監査報告書を提出しなければならない納税者	2020年9月30日	2020年10月31日
その他監査報告書		インドの所得税法に基づき税務監査報告書以外の監査報告書を提出しなければならない納税者	所得税法に基づき該当の期限	2020年10月31日
源泉徴収税申告書(Tax Deduction at Source:TDS)・源泉税控除 (Tax Collection at Source:TCS)の申告書	2020-21	第1四半期についてTDS・TCSの申告書を提出しなければならない納税者	2020年7月31日	2021年3月31日
		第2四半期についてTDS・TCSの申告書を提出しなければならない納税者	2020年10月31日	2021年3月31日

# お問合せ先

## GSAP



H-59AB, Lower Ground Floor  
Kalkaji, New Delhi 110019  
India



[info@gsapadvisors.com](mailto:info@gsapadvisors.com)



+91 (11) 4056 0819  
+91 (11) 4154 4443

**Disclaimer:** The content herein are solely meant for commercial purposes and shall not be considered as professional advice and/or used as base for any technical decision. GSAP Advisors India Pvt. Ltd., its employees, contractors, associates are not responsible for loss whatsoever sustained by any person who relies on the information contained herein.